

## 知事コメント (抗告訴訟の上告棄却判決について)

埋立承認取消処分を取り消した国土交通大臣の裁決の取消しを求めて県が提起した抗告訴訟について、本日、上告を棄却するとの判決が最高裁判所において言い渡され、本件訴訟が裁判所の審理対象ではないとする判断が示されました。

本件訴訟において、県は、違法な裁決の取消しを求め、県が適法に訴えを提起できることについて、行政法学者の意見等を踏まえながら丁寧に主張し、原判決や国の主張には誤りがあるということ強く訴えてまいりました。

しかしながら、今回の判決は、抗告訴訟によって審査庁である国が行った裁決を争うこと自体を認めておらず、沖縄県は、取消訴訟を提起する適格を有しないとして、内容について審理を行わずに、上告を棄却しました。

県としては、国の対応の不当性を指摘していたものですが、そもそも訴訟要件を満たさないとの理由で上告棄却となったことは非常に残念であり、到底納得できるものではありません。

つまり、今回の最高裁の判決は、地方自治体と国はあたかも上級・下級の関係にあると言わんばかりの判断をしたものであり、地方自治の観点からも問題があると言わざるを得ません。

県民・国民の皆様、そして全ての地方自治体におきましても、真剣に考えていただきたいと思います。この裁決、いわゆる裁定的関与の問題は、沖縄県に限らず、全国の地方自治体で起こりうる問題なのです。

憲法が、中央政府とは異なる地方公共団体を統治団体とし、地方自治を制度的に保障したのは、民主的正当性を持つ地方公共団体の国に対する自立権を保護することが、国民の基本的人権の保障に資するからにほかなりません。

我が国の地方自治を守るために、沖縄県として何ができるのか、判決内容を精査し、今後の対応について検討してまいります。

一方で、辺野古新基地建設問題については、引き続き政府に対して、県との対話に応じるよう粘り強く求めるとともに、県民・国民に広く周知を図り、問題解決に向けた国民的議論の機運醸成に取り組むなど、様々な取組を通じて公約実現に全力で取り組んでまいります。

引き続き、県民、国民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和4年12月8日

沖縄県知事 玉城 デニー